

定期試験当日の遅刻について

〈試験当日は不測の事態に備え、余裕をもって登校しましょう。〉

もし、試験当日に何らかの原因で遅刻する場合は、以下の要領で対応してください。

- (1) 遅刻は、各時限開始後 30 分まで認めます。ただし、試験実施に関する説明が受けられないので、時間に余裕をもって、早めに登校するようにしてください。
- (2) 公共交通機関の遅延が生じた場合は、到着時間等を確認し、試験時間の保障を認めることがあります。この場合、駅で「遅延証明書」を発行してもらい、「公共交通機関の遅延により遅刻した」ことを、必ず試験教室の監督者に申し出てください。申し出がない場合は、試験時間繰り下げ等の対応ができません。
- (3) 大規模な公共交通機関の遅延に対しては、出来る限り試験時間割の繰り下げ実施など対応を取りますが、試験の進行上、繰り下げ時間には限界がありますのでご了承ください。試験日当日の繰り下げ等の対応を行う場合は、WEB 掲示板でご案内します。

〈注意事項〉

- (1) 自宅以外(大学に登録してある住所以外)より登校した場合、電車遅延による遅刻をしても、試験時間の保障は認められません。(通学定期券の区間外、学生証裏面に記載されている通学区間外の遅延についても認められませんので、ご注意ください。学生証裏面の通学区間は、必ず記載しておいてください。)
- (2) 遅れた時間以上の遅延証明でなければ、試験時間の保障は認められません。初めから遅刻入室を想定して登校した場合は、認められません。

以上

法政大学小金井事務部学務課